

事実証明書

添付資料のほとんどは情報公開で得た物です。

1. 「報告書」作成までの経過

- (1) 幕張新都心に I R (統合型リゾート) を設置のための調査費として約 500 万円を予算化しました。
- (2) 平成 26 年 5 月 23 日
市は入札のための「仕様書」を提示して「希望型指名競争入札」を実施しました。
「入札調書」資料-3 の通り「日本経営システム株式会社」が入札額 3,391,200 円 (税込) で落札しました。

注 略称の正式名称は下記の通りです。

報告書:「幕張新都心における I R (統合型リゾート) 導入可能性調査」
— 調査報告書 — 資料-1

仕様書:「幕張新都心における I R (統合型リゾート) 導入可能性調査業務委託」
資料-2

- (3) 平成 26 年 6 月 2 日
市と「日本経営システム株式会社」間で契約
「委託契約書」 資料-4
- (4) 2014 年 6 月 16 日 第 1 回打合せ会議 「会議議事録」資料-5

受託業者は「仕様書」資料-2 の「5 業務実施計画書の作成」に基づき「業務実施計画書 提出簿」資料-1 2 を用意し第 1 回の打ち合わせを行いました。
「業務実施計画書 提出簿」の本文を以下「業務実施計画書」と称します。

- (5) 2014 年 7 月 3 日 第 2 回打合せ会議 「会議議事録」資料-6
- (6) 2014 年 7 月 30 日 第 3 回打合せ会議 「会議議事録」資料-7
- (7) 2014 年 9 月 9 日 第 4 回打合せ会議 「会議議事録」資料-8
- (8) 2014 年 9 月 30 日 第 5 回打合せ会議 「会議議事録」資料-9
- (9) 2014 年 10 月 28 日 第 6 回打合せ会議 「会議議事録」資料-10
- (10) 2014 年 11 月 18 日 第 7 回打合せ会議 「会議議事録」資料-11
- (11) 平成 26 年 12 月 1 日
「仕様書」資料-2 の一部を変更 「確認書」資料-13
- (12) 平成 26 年 12 月 26 日
「報告書の納品」を行います。 「納品書」資料-14
- (13) 2015 年 1 月上旬
千葉市のホームページで「報告書」を公開すると共に市民報告会の告知。
告知は [ちば 市政だより] でも行われました。
- (14) 平成 27 年 1 月 16 日 支払い手続きを行います。「支払命令書」資料-15
支払希望日 平成 27 年 2 月 3 日
- (15) 2015 年 1 月 18 日 第 1 回 市民報告会
- (16) 2015 年 1 月 31 日 第 2 回 市民報告会

2. 「仕様書」(委託契約書)不履行

「仕様書」資料-2 の2ページに次の項目があります。

5 業務実施計画書の作成

契約締結後14日以内に、業務内容、スケジュール、執行体制等を明確にした業務実施計画書を本市に提出し、**本市の承諾を得て本業務を行う**こととする。

これを受けて、受託業者は契約日(平成26年6月2日)の14日以内の「2014年6月16日 第1回打合せ会議」(「会議議事録」資料-5)に「業務実施計画書 提出簿」資料-12を準備して臨みます。

しかし、「会議議事録」資料-5~11を精査しても、この「業務実施計画書」に対して市は「承諾」を与えず、また受託業者も「承諾」を求めませんでした。さらに「承諾書」に該当する公文書は情報公開で開示されてません。

「業務実施計画書」は無かった如くに業務は進行しました。

尚、「委託契約書」資料-4には下記もあります。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、**承諾**、質問回答、及び解除(以下「指示等」という。)は、**書面**により行わなければならない。

中略

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

因みに、民間では顧客が出す「仕様書」は不完全な物なので、ある程度設計が進んだ段階で受託業者は「承認申請図書」を出し顧客は「承認」をします。ここで、受託業者は詳細な設計をし、納期の長い資材等の先行発注をします。

一方、市は「仕様書」資料-2の重要度をどう考えていたか検証します。

「報告書」の納期平成26年12月26日の大詰めの平成26年12月1日「確認書」資料-13で「仕様書」の変更を行います。変更内容は以下の箇所です。

4. 業務内容

(2) 個別業務

「仕様書」資料－２から「確認書」資料－１３に変更します。

変更箇所 1

- ①諸外国の I R 先進事例調査・分析
(略)
- ②幕張新都心の現状の整理
(略)



- ①幕張新都心の現状の整理
(略)
- ②諸外国の I R 先進事例調査・分析
(略)

①と②の順番を替えただけです。内容に変更はありません。「報告書」の目次順にしたようです。第 6 回打合せ会議「会議議事録」資料－１０の添付書類「調査報告書の内容について(メモ) [追加] 261031」に基づくと考えられます。

変更箇所 2

- ③幕張新都心における IR の立地妥当性
 - (a)①、②における調査・分析をふまえ、幕張新都心における IR の立地妥当性の評価
 - (b)幕張新都心へ IR を導入する場合に考えられうる IR の形態及び必要な施設や機能などの整理(建設費含む)



- ③幕張新都心における IR 導入可能性
 - (a)幕張新都心へ IR を導入する場合に考えられうる IR の形態及び必要な施設や機能などの整理

結局、「立地妥当性の評価」はしなかったもので後付で「幕張新都心における IR 導入可能性」に換えたこととなります。

「報告書」 91 ページには下記があります。

土地所有者その他関係者との協議・調整を行ったものではない。

変更箇所 1 は些細な事とも考えられますが、「委託契約書」、「仕様書」は重要と考え、発注者市長、受注者の代表印まで捺印しています。

結局、下記は変更されてません。

5 業務実施計画書の作成

契約締結後 14 日以内に、業務内容、スケジュール、執行体制等を明確にした業務実施計画書を本市に提出し、**本市の承諾を得て本業務を行う**こととする。

参考

幕張新都心に市は空き地を所有してません。「報告書」にある建設を考えた場所の地権者は県です。しかも、県には使用の打診さえしてません。「報告書」を作成する前に「打診」をして置くべきでした。前提さえクリアしてません。

仮に、この「報告書」で市民からIR導入の同意を得られとします。県に「売るも貸すもだめ」と言われたらどうするのか所管課に聞いたことがありますが「無回答でした。」

「業務実施計画書」資料-12で、もし業務をした場合と実際の業務結果を比較してみます。承諾をしてない「業務実施計画書」と比較しても意味ないですが一応考えてみます。

2014年9月30日第5回打合せ会議「会議議事録」資料-9の3ページには下記があります。

経済波及効果は、数字が一人歩きする可能性が高いので、慎重に検討する必要がある。

経済効果とは事実上カジノで幾ら儲かるかと計算すると言っても良いので、カジノをどう考えたかを検討します。

「業務実施計画書」資料-12 4ページに下記があります。

カジノ（ゲーミング） - 日本人・外国人/一般客・VIPの**4区分で分類**し、収入を推計

●日本人・一般客の集客数

=日本人人口×20歳以上の割合

×カジノ訪問割合(国内調査より推計)

×年間訪問平均回数(同上)

×千葉県内でカジノへ訪問する人の割合(同上)

×1人当客単価(海外事例より設定)

●外国人・一般客

=訪問外国人数

×千葉訪問割合(国内調査より推計)

×千葉県での滞在日数(国内調査より推計)

×旅行者のうち、カジノを訪問する割合(海外事例より設定)

×1人1日消費額

●日本人・VIP

=日本人富裕層の保有金融資産

×リスク資産に投資する割合(海外事例より設定)

×関東エリアのシェア(国内調査より設定)

×VIPゲーミングへの転換率(海外事例より)

●外国人・VIP

=海外富裕層保有金融資産

×リスク資産に投資される割合(海外事例より設定)

×VIPゲーミングへの転換率(海外事例より)

「報告書」では以下のように推計しています。

4 区分で分類すべき所を 2 区分で分類しています。

●日本人・一般客の集客数

- ・ギャンブル愛好家（パチンコ愛好家）の 10%
 - ・お台場にカジノができたなら行くかとの調査を利用 25%
- 二つの数字を基に計算。

注 「年間訪問平均回数は考慮はされてません。」

●外国人・一般客

- ・外国人の 138%
- これ以外は考慮されてません。

次の 2 区分は存在してません。

●日本人・VIP

●外国人・VIP

1 人当たり客単価（負け金）はシンガポールの調査から 26,000 円としました。
一般客、VIP の区別なくこれらの平均で 26,000 円です。

1 人当たり客単価（負け金）は 4 区分ごとに必要です。

- 日本人・一般客の集客数 1 人当客単価（海外事例より設定）
- 外国人・一般客 1 人 1 日消費額
- 日本人・VIP VIP ゲーミングへの転換率（海外事例より）
- 外国人・VIP VIP ゲーミングへの転換率（海外事例より）

これらの事が話し合われた記録もありません。実施的にも「業務実施計画書」は「承諾」ところか存在しなかったと同じです。

パチンコ、お台場に関する調査を組み入れたことに関しては深刻な問題（欠陥）を引き起こします。本書の巻末の「参考」の 5.、6. を参照して下さい。

又、これらの推計から計算される数字には「決定的に重要な間違い」があります。項目のみいくつか挙げれば以下の如くです。

日本人のカジノ来場者を「実数」で推計。

外国人のカジノ来場者を「延べ数」で推計。

「報告書」には「実数」「延べ数」を区別する概念がありません。ギャンブル（事実上パチンコ）大国と言われてる日本でも 10%（実数）なのに外国人は 138%とする異常さに気が付いていません。

参考

実数	: 1 人でギャンブルに 1 回行って 10 回行って 1 人で数えます [人]
延べ数	: 1 人でギャンブルに 10 回行けば 10 人と数えます。[人・回]

それでは、市はこれらの「カジノの経済効果」についてどう評価したのでしょうか。

「業務実施計画書」資料－１２は眼中になく下記だけです。

2014年10月28日第6回打合せ会議「会議議事録」資料－１０には下記があります。

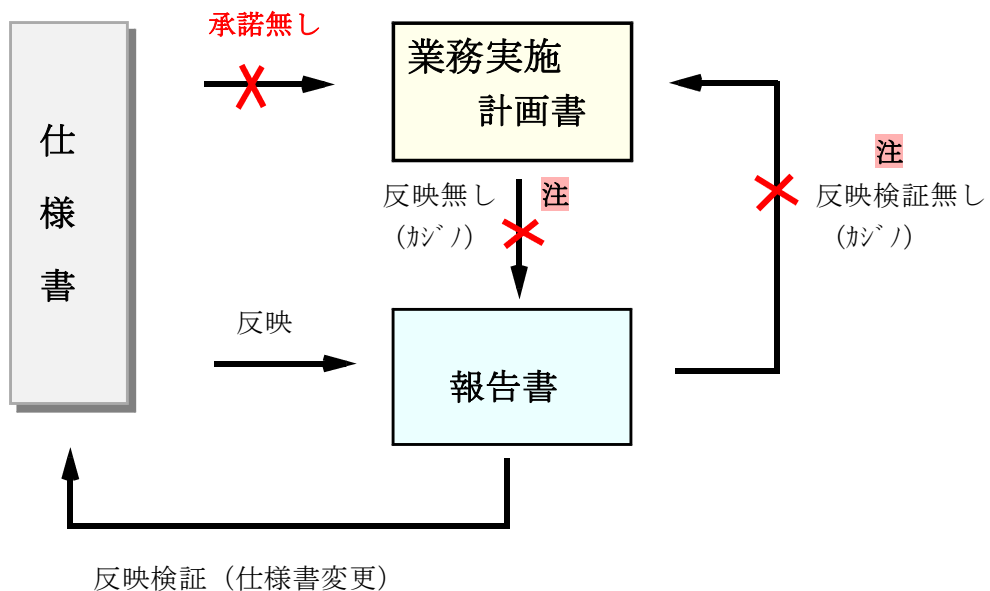
・111pの「ギャンブルには社交性もある」と言っておきながら、パチンコ参加率をカジノ利用率の参考とするのはおかしいのではないか。いずれにしろ「置き」の部分であるが、何か妥当な根拠があればそれを示して設定すべきでないか。

だけです。その後「妥当な根拠」は示されてません。111pは「報告書 草稿」で「業務実施計画書」の事ではありません。（資料添付は省略してます）

関連として下記があります。114pも草稿です。

114p 朝食より夕食が低いことには違和感がある。

仕様書、業務実施計画書、報告書の関係を図にすれば下記になります。



注： 前述の「委託契約書」資料－４の第２条にも関わらず「反映」「反映検証」の協議の記録はありません。「仕様書」「業務実施計画書」の変更も行われませんでした。

3. まとめ

本件に限らず民間同士の業務（製造・物品購入）委託でも、要求仕様、双方で決めた仕様や議事録に合致してるか、納品時に精査するのは基本中の基本です。また表面上の合致以外にも潜んでる「欠陥（瑕疵）」を見つける眼力は双方に必要です。

一般に役所は手堅いとの印象がありますが本件にはそうした事はありませんでした。[ちば 市政だより]で告知し、市民報告会も予定していた「重要案件」にも関わらず対応体制が成ってない何をやっていた、と言わざるをえません。

下記の A,B いずれかの是正を求めます。

A 「報告書」の改訂版を作成。

「経済効果（カジノ）」を削除した改訂版の作成を求めます。

理 由

現在の「業務実施計画書」資料－12を追認し手直しても、例えば

「入場料1万円+負け金1回26、000円」

をはっきり明示して年何回カジノに行くかを統計学にそった調査をしないかぎり「経済効果」は試算できません。このままやっても恥の上塗りになります。

市の担当者や業者を代えて、別な方法で試算をするにも、日本にはカジノはありません。参考にする物はありません。やはり、統計学にそった調査をしないかぎり「経済効果」は試算できません。その費用をどうするのかも問題です。今回は市、業者両者の技量不足から生じたのもので「ドッチョモドッチモ」で業者に全て負担させるのは無理です。

ここは、原点に戻るべきです。元々「報告書」はタイトルにあるように「導入可能性調査」です。「可能性」とは前述の通り変更後の「確認書」資料－13では下記になっています。

③幕張新都心における IR 導入可能性

(a)幕張新都心へ IR を導入する場合に考えられうる IR の形態及び必要な施設や機能などの整理

「導入可能性」とは何かを市に問い合わせをしたことがあります。上記にそった回答をしていました。(情報公開請求前)

ここは、本来のタイトル、上記引用文の理念に戻すべきです。経済効果の試算は不要です。

さらに、第1回会議の前に市が委託業者に出したと思われる

「幕張都心における IR（統合リゾート）導入可能性調査報告業務委託における

本市の考え方について（H260605）」資料－16

にも下記のようにありますので、無理して「経済効果の試算」は必要ありません。

今回の業務は、あくまで導入可能性調査であり、導入を前提としたものもではありませんのでゼロベースでの検討をお願いします。(幕張新都心への導入は難しという結論もあり得ると考えてます)

「経済効果」部分の削除なら職員だけで数日もあれば可能と考えられます。

B 「報告書」の撤回（取り下げ）

市長が謝罪のうへ「不適切」として撤回

以上

参考

参考までに「報告書」の「欠陥（瑕疵）」の項目と概要をいくつか挙げて置きます。要求があれば詳細は提出できます。

1. 依存症等の社会的リスクの評価や対策がおざなりです。
千葉県と同様の報告書では「これらの懸念事項は、どのようにコストを投入しても完全には無くせないとの認識は共通 IR 誘致に際し、回避すべからざる問題点と評価」
2. 共食い（既存と、新設の施設との競合）を無視しています。
例、道路の向こう側にある幕張メッセ以上の規模を計画
（幕張メッセは事実上赤字）
3. カジノの利益率を10%とした根拠は不思議。
カジノ以外の施設の利益率も同様です
4. 外国人来場数を過剰（桁違い）に推計してる。
幕張新都心のカジノ、外国人は全員が1.38回、日本人は10人に1人が来場と「設定」
5. シンガポールのカジノをモデルとしています。
シンガポール 外国人（主に中国人富裕層）90%
1回の客単価（負け金）26,000円
幕張新都心 日本人主体 外国人の割合 35.5%
1回の客単価（負け金）26,000円（シンガポール流用）
実際はこうなると予想（報告書での想定日本人）
・パチンコ客 → 1回の客単価2,660円（+1万円の入場料）
→ ほとんど見込めない
・お台場にカジノができたなら行くかとの調査を利用
一回の賭け金（負け金ではない）は2万円。
入場料1万円を想定してない調査を利用している。
→ ほとんど見込めない

報告書では入場料1万円の制限効果を考えてない

注 2014年の「レジャー白書」でパチンコ愛好者は一回の負け金は平均で2,660円で、年27.5回行くとしてしてます。実数では10人に1人（10%）で、延べ数では国民全員が2.75回（27.5%）になります。

6. 野球場への来客者の一部（パチンコ愛好者）はカジノへも行くとしてます。
ところが、野球場を壊してカジノ等を建設。自己矛盾（ジョークレベル）
7. 情報公開前に「報告書」の問題点（特にカジノの経済効果）について上記のような問

題点の質問を市にしています。所詮、前述のように下記しか考えてません。

・111p の「ギャンブルには社交性もある」と言っておきながら、パチンコ参加率をカジノ利用率の参考とするのはおかしいのではないか。いずれにしろ「置き」の部分であるが、何か妥当な根拠があればそれを示して設定すべきでないか。

情報公開で分かった事ですが、後付で必死に「作文」して回答していたことになりま
す。再、再々質問すると「回答拒否」で応じたのは無理はありません。

「市長への手紙」でも問い合わせしましたがこっちの方は「お粗末」としか言いよう
がありません。

これらの文書は保管してありますので、必要とあれば提出できます。市にもあるはず
ですが請求者の名前があるので多分市側からは出せないかもしれません。

8. 千葉県は成田地区（場所は特定してない）にカジノを計画しています。

「カジノ・MICE機能を含む複合施設の導入検討調査業務」

なる報告書を平成24年3月に出しています。千葉市より3年弱先行しています。概要
版は千葉市の報告書を作成過程中（2014年6～12月）も県庁のホームページで公
開していました。現在は公開されていませんが、インターネットでカジノ関係の検索をす
れば簡単見つかりました。

2014年9月30日第5回打合せ会議「会議議事録」資料-9の3ページには下記があ
ります。

他の自治体の調査内容を確認の上、税込及び経済波及効果を算出する。

千葉県を参考にしなかったようです。パチンコ愛好家がカジノに来るとして「調査」
はあるのでしょうか？

仮にカジノが解禁になれば、千葉市と千葉県は競合することになります。数十年先は
別として千葉市と、成田両方は無理です。千葉市は競合する千葉県の土地を勝手に使う
計画です。勝負になりません。

以上